

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市牧野町一六番地三、最後の住所愛知県豊橋市牧野町一六番地の三

被相続人 亡 渡邊 林

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

愛知県豊橋市大岡町七五番一 新川法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小林 克彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古郡播磨町大中二丁目六〇三番地、最後の住所神戸市垂水区舞多間東二丁目八番一号

被相続人 亡 浅原 重利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階

かけはし法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市新野町西光寺二二番地、最後の住所徳島県阿南市新野町西光寺二二番地一

被相続人 亡 遠藤 正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

徳島県阿南市富岡町西石塚一番地六

土佐野ビル二〇二号

相続財産清算人 弁護士 大森 千夏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県糸島市三雲五三五番地、最後の住所福岡県糸島市三雲五三五番地

被相続人 亡 中村 輝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

事務所福岡県福岡市博多区美野島三丁目五番四号

相続財産清算人 司法書士 佐藤 直幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市茂木町一〇六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 江川 直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

長崎市金屋町六番一〇一〇一〇号宮本篤法

事務所 相続財産清算人 弁護士 宮本 篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区世安町四二二番地、最後の住所熊本県熊本市南区白藤四丁目二番二二

号 被相続人 亡 荻 博喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

熊本市中央区練兵町八八番三

宮田総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県都城市蓑原町二九八四番地九、最後の住所宮崎県都城市蓑原町二九八四番地九

被相続人 亡 黒木 茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十一日

宮崎市橘通東二丁目九番一四号

トライスター本町通りビル四〇五フエニックス宮崎

法律事務所

相続財産清算人 弁護士 速水 渉

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 所在福岡市南区井尻二丁目、地番一五七番、地目ため池、地積四二

六平方メートル

二 供託所 福岡法務局

三 供託番号 令和八年度金第一六一号

四 供託金額 二二、四七八、七一〇円

五 裁判所 福岡地方裁判所

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年（チ）第六号

令和八年五月二十一日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目七番二三号

赤坂弁護士ビル二階 弁護士法人上野光典

総合法律事務所

所有者不明土地管理人 日高こむぎ

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 舟山 末子

住所 愛知県名古屋市中区当知一丁目五〇五番地

ハイデルベルク当知二〇一〇号

生年月日 昭和二十五年八月八日

二 供託所 盛岡地方裁判所

三 供託番号 令和八年度金第四一〇号

四 供託金額 三、〇八三、三三五円

五 裁判所 盛岡家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年（家）第四〇〇九六号

令和八年五月二十一日

岩手県盛岡市本町通二丁目一番三〇四七〇

一号（トールマンマンション本町）

不在者財産管理人 及川 正道

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 山崎 智仁

最後の住所 千葉県松戸市上本郷三五八七番地

アカツキハイツ上本郷一〇二号

生年月日 昭和四十七年一月二十日

二 供託所 千葉地方裁判所松戸支部

三 供託番号 令和八年度金第五二二号

四 供託金額 九、五三八、六七一円

五 裁判所 千葉家庭裁判所松戸支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和四年（家）第三〇一四四号

令和八年五月二十一日

千葉県松戸市西馬橋蔵元町九七番地

島野 ゆかり法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 島野由夏里

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第四百六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 杉岡 賢治

住所 大阪府東大阪市鴻池本町一〇番八号

生年月日 昭和三十八年三月十七日

二 供託所 大阪法務局北大阪支局

三 供託番号 令和八年度金第二十七号

四 供託金額 一五、六八二、〇〇三円

五 裁判所 大阪家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第八一四七七号

令和八年五月二十一日

大阪府茨木市西駅南町五番一〇号大同生命

ビル三階 不在者財産管理人 浅田 忠

第45期決算公告				令和8年4月23日
青森県八戸市諏訪三丁目14番15号				
株式会社玉姫グループ				
代表取締役 木崎 秀安				
貸借対照表の要旨(令和8年1月31日現在)				
科 目	金 額(千円)			
	流 動 資 産	固 定 資 産	純 資 産	
資 産 部	流動資産合計	3,851,762	11,103,074	14,954,836
	流動負債合計	1,248,000	11,496,576	12,744,576
負 債 部	流動負債合計	2,210,260	50,000	2,260,260
	流動負債合計	2,160,260	2,160,260	(202,939)
純 資 産 部	流動純資産合計	2,210,260	2,210,260	2,210,260
	流動純資産合計	2,210,260	2,210,260	2,210,260
負債・純資産合計				14,954,836